

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【B日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は、最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1722頁（宇治橋事件）を素材として、事案を新たに設定し直した問題である。本事案が公務員の政治活動の自由に対する制約として、その憲法上の権利保障がどのように位置づけられるかを論じる必要がある。

その上で、リーディングケースである最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1337頁（堀越事件）および最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁（猿払事件）の判断枠組みを踏まえた上で、検討すべき各考慮要素を取り上げる必要がある。具体的には、非管理職的地位にある公務員が休日に行なった政治活動が、公務員の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるかについて、事案に即して論じることが求められる。また、最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1722頁と本事案との違いを踏まえた上で、本問においても上記の判断枠組みに基づく検討が求められる。

問題2

統治行為論に基づくと、国家統治の基本に関する国家行為である統治行為については、法律上の争訟性を満たしていても、高度に政治性のある問題の場合は司法審査の対象外とされる。判例では、最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3226頁（砂川事件）において、日米安保条約の合憲性につき、主権国としての存立の基礎に極めて重大な関係を有する高度の政治性を有するがゆえに、一見極めて明白に違憲無効と認められない限りは司法審査の対象とはならないと判示されている。また、最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁（苫米地事件）では、衆議院の解散についても、高度の政治性を有するがゆえに司法審査の対象外とされている。本問は、上記の内容への理解を問うものである。